

青森県規則第一号

青森県県税条例施行規則の一部を改正する規則

青森県県税条例施行規則（昭和三十四年五月青森県規則第六十一号）の一部を次のように改正する。

第九号様式の表（中）「又は無償事業年度」、「又は個別帰属法人税額」及び「又は個別課税所得」を削る。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正前の青森県県税条例施行規則第九号様式の規定により調製した法人県民税、法人事業税、特別法人事業税更正（決定）書の用紙で現に残っているものは、当分の間、これを使用することができる。